○内閣府告示第十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　さいたま市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　さいたま市の全域

○内閣府告示第十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　柏市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　柏市の全域

○内閣府告示第十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　長岡市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　長岡市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市及び豊岡市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市及び豊岡市の全域

○内閣府告示第十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　富山県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　富山県の全域

○内閣府告示第十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　静岡県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市及び伊豆の国市並びに静岡県田方郡函南町並びに駿東郡清水町、長泉町及び小山町の全域

○内閣府告示第二十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　浜松市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　浜松市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　豊田市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　豊田市の全域

○内閣府告示第二十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　京都府及び京都市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　京都市の全域

○内閣府告示第二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　洲本市、南あわじ市及び淡路市の全域

○内閣府告示第二十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　大阪府及び泉佐野市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　泉佐野市の全域

○内閣府告示第二十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　和歌山県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　田辺市及び新宮市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町の全域

○内閣府告示第二十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　益田地区広域市町村圏事務組合

二　地域活性化総合特別区域の範囲　益田市並びに島根県鹿足郡津和野町及び吉賀町の全域

○内閣府告示第二十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　雲南市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　雲南市の全域

○内閣府告示第二十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　岡山県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　岡山県の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　広島県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　尾道市及び福山市の全域

○内閣府告示第三十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　広島県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　三原市及び尾道市の全域並びに福山市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）